

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
2月9日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 四
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 四
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (厚政課) 四
 - 道路の区域の変更 (道路整備課) 四
 - 公告
 - 国土調査の成果の認証 (政策企画課) 五
 - 公共測量の実施 (監理課) 五
 - 公共測量の実施の終了 (監理課) 五
 - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五
 - 企業管理公告
 - 一般競争入札の実施 六

山口県告示第三十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年二月九日から同年三月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供す



る。

令和六年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二七―ヌ	一〇	令和六、 三、五	令和六、 四、一四	令和六、 四、一四
備考 「二七―ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一 第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				
		間 隔 連 続	間 隔 連 続	間 隔 連 続
		二 時 間	二 時 間	二 時 間
		二 四 時 間	二 四 時 間	二 四 時 間
		変 動 な し	変 動 な し	変 動 な し

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
二七ノヌ	二	五	二・三
	二・三	二・三	検出せず
	二・三	大	検出せず
	通	通	〇・八
	最	大	一・二
	通	通	〇・四
	最	大	〇・六
	通	通	一〇
	最	大	一〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		通 常	最 大	
〃	八	〃	九	二、九四九、五七〇
〃	九	〃	六	二、九四九、六四八
		三	五	一三三九、九六〇
		二・五	四・三	一三三九、九六〇
		通	通	〃
		最	大	〃
		通	通	〃
		最	大	〃
		通	通	〃
		最	大	〃
		通	通	〃
		最	大	〃
		通	通	〃
		最	大	〃
		通	通	〃
		最	大	〃
		通	通	〃
		最	大	〃
		通	通	〃
		最	大	〃

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 徳山積水工業株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 徳山積水工業株式会社
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 日	工 事 完 成 日	使 用 開 始 日
三三ノロ	二五	令和六、 四月、一	令和六、 一月、三〇	令和六、 一月、一
	連 続 二 四 時 間	間 隔 一 日 一 回	時 間 一 日 一 回	変 動 な し

備考 「三三ノロ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
	処理後	処理前	通 常	最 大	通 常	最 大
COD 処理施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
加圧浮上分離施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃
種 類	〃	〃	〃	〃	〃	〃
項目	〃	〃	〃	〃	〃	〃
水素イオン濃度 (水素指数)	六・八	七	六・八	七	六・八	七
化学的酸素要求量 (mg/l)	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
浮遊物質質量 (mg/l)	八〇〇	八二〇	八〇〇	八二〇	八〇〇	八二〇
鉱油類 (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
窒素 (mg/l)	一一・八	一一・四	一一・八	一一・四	一一・八	一一・四
リン (mg/l)	〇・〇八	〇・〇九	〇・〇八	〇・〇九	〇・〇八	〇・〇九
汚水等の一日当たりの量 (m ³)	一八	二四	一八	二四	一八	二四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
COD 処理施設	コンクリート製	一、〇〇〇	活性汚泥・沈殿	〃	〃	〃	令和六、三、二五	令和六、五、一〇	令和六、八、一
〃	〃	四八〇	〃	〃	〃	〃	(既)		(設)
加圧浮上分離施設	ステンレス製	一四四	加圧浮上	連続	二四時間	変動なし	令和六、三、二五	令和六、五、一〇	令和六、八、一

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
	通 常	最 大	通 常	最 大
三三一口	六・八	七・三	二〇	二五
水素イオン濃度 (水素指数)	六・五	七・三	〇・〇八	〇・〇九
化学的酸素要求量 (mg/l)	一一〇	一二〇	〇・〇八	〇・〇九
浮遊物質質量 (mg/l)	八〇〇	八二〇	〇・〇八	〇・〇九
窒素 (mg/l)	一一・八	一二・八	〇・〇八	〇・〇九
リン (mg/l)	一四	一四	〇・〇八	〇・〇九
汚水等の一日当たりの量 (m ³)	二〇	二五	二〇	二五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
七・二	通常	最大	通常	最大	八、二五〇
八・三	六・五	五・六	一〇	〇・二	八、五二四

山口県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年二月九日

名称	所在地	廃止年月日
おざさ皮ふ科クリニック	山口市大内千坊四丁目一六番三号	令和五、一一、三〇
しおみ循環器内科	下堅小路六五の一	〃
ユ一歯科医院	宇部市大字小野三九〇二の一	〃
吉村歯科医院	岩国市今津町一丁目一〇番二号	〃

山口県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年二月九日

名称	所在地	指定年月日
おざさ皮ふ科クリニック	山口市大内千坊四丁目一六番三号	令和五、一二、一一
しおみ循環器内科	下堅小路六五の一	〃
錦町薬局	宇部市錦町一〇の一	令和六、一、〃

山口県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年二月九日

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
居宅介護支援事業者	美祿市大嶺町東	ケアマネセン	美祿市大嶺町東	令和六、一、一
有限会社小田工務店	分一二二五の一	ターアリアがとう	分一二二五の一	〃

山口県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年二月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年二月九日

道路の種類	道路の種類	道路の区域	新旧別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	油谷港線					

区間	新旧別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

下松市北斗町六番一〇号
株式会社朋友商事



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年二月九日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量
企業局財務会計・予算編成システム再構築業務 一式

(二) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間
契約締結の日の翌日から令和七年三月三十一日までの間

(四) 履行場所
契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加

する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和六年山口県告示第三十六号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 令和六年二月九日から同年三月二十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十五年四月一日から令和六年二月九日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和六年二月九日から同月二十七日までの午前九時から午後五時までの間、山口県企業局総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県企業局総務課

(三) 受領期限

令和六年三月十九日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和六年三月二十一日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局一号会議室

(二) 日時

令和六年三月二十一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和六年二月二十七日午後五時十五分までに山口県企業局総務課に持参又は郵送により提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和六年三月五日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年三月十一日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三―三九一五）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県企業局総務課（電話〇八三一九三三―四〇二二）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: General Affairs Division, Public Enterprise Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: Restructuring financial accounting and budget managing system of Public Enterprise Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(3) Performance period: From the day after contract date to March 31, 2025

(4) Place of performance: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: General Affairs Division, Public Enterprise Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-9333-4022)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M., March 19, 2024 (If brought in person: 11:00 A.M., March 21, 2024)

令和六年二月九日印刷

発行人所

山口県知事庁